

シ、東西凡ソ千三里、南北凡ソ九里アリ、此國ハ初々浪速國ト云ヒ、後ニ津國ト云ヒシガ、天武天皇ク六年ニ始テ、攝津職ヲ置キ、大寶ノ制、攝津職ヲシテ津國ヲ帶セシム、桓武天皇ノ延暦十二年職ヲ停メテ國ト爲シ、國府ヲ西生郡ニ置キ、住吉、百濟、東生、西生、島上、島下、豐島、河邊、武庫、菟原、八部有馬能勢ノ十三郡ヲ管シ、延喜ノ制、上國ニ列ス、明治維新ノ後、住吉、百濟二郡ヲ東成郡ニ併セ、菟原、八部二郡ヲ武庫郡ニ併セ、島上、島下二郡ヲ合セテ三島郡トシ、豐島能勢三郡ヲ合セテ豐勢郡トシ、新ニ大阪、神戸ノ二市ヲ設ケテ、大阪府及ビ兵庫縣ヲシテ之ヲ分治セシム、

名稱

〔倭名類聚抄五〕攝津國

〔運步色葉集津〕接津國 〔同〕攝州 〔同〕難波 〔同〕難波 〔同〕難波

〔饅頭屋本節用集門〕攝津州

〔日本風土記寄語島名〕攝津 手奴困儻

〔倭訓栞中編十七〕なにはは 難波と書り、神武紀仁德紀に見えたるは攝津也、武部卿藤原宇谷の歌

にむがしこそ難波居中といはれけめ今は京引みやこびにけり、○下略

〔倭訓栞中編十五〕つのおくに 津國なり、今攝津と書、字彙に攝靜謐也、

〔玉勝間二〕攝津

津國を攝津といふは、もと國の名にはあらず、難波津をつかさどれる官名なり、難波は古京師に准へて京職と同じく攝津職をおかれたる、これむねと難波によれる官にして、津國の事をも兼掌れり、職員令に、攝津職帶津國とあるをもて心得べし、そのがみ國のことも攝津國と書る、これも攝津職の掌る國といふ意なり、さて攝字は、難波と津國とを攝て掌るまじなり、靜謐の意ぞなどいふはあらず、がくて延暦十三年停職爲國とありて、それより其官、諸國司の列となれり、然